

## きよたスイーツ推進協議会 規約

## (名称)

第1条 この協議会は、きよたスイーツ推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 協議会は、区内菓子店・農業生産者等の団体が協力・連携し、幅広い世代が関心を持つ「お菓子」の特性を生かして、「きよたらしさ」をアピールできるお菓子の創作及びイベント等を行い、清田区の魅力向上を図るとともに、お菓子を清田区の魅力のひとつとして幅広く認知させ、地域の活性化に貢献することを目的とする。

## (事業)

第3条 協議会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 清田区のイメージや特産品を活かした「きよたにちなんだお菓子」の創作
- (2) 札幌市域を主な対象とする広域での普及促進
- (3) 消費者に対する加盟店の立地のPR
- (4) 協議会活動の普及促進
- (5) 協議会への加入促進
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

## (加盟店)

第4条 協議会の加盟店は、第2条の目的に賛同し、積極的に目的達成にかかわる団体とする。

2 加盟店の参加及び脱退手続きについては下記のとおりとする。

- (1) 協議会に加盟を希望する者は所定の手続きを経て協議会の承認を得るものとする。
- (2) 加盟店は退会の意思を事務局に申し出て、任意に退会することができる。

## (役員)

第5条 協議会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 会計監査 1名

2 役員は総会において選任し、任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

3 会長は協議会を代表し、総会を招集し、その議長を務める。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

5 会計は、協議会の会計事務を担当する。

6 会計監査は、会計を監査する。

7 役員は辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(総会)

第6条 総会は、必要の都度委員長が招集する。

2 総会において決議または承認を得なければならない事項は次のとおりとする。

- (1) 規約の改廃
- (2) 協議会の解散
- (3) 事業計画及び事業報告
- (4) 役員を選任
- (5) その他会長が必要と認めた事項

(資金)

第7条 協議会の資金は、補助金、交付金、事業収入、その他の収入をもってこれにあてる。

(事業年度)

第8条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、清田区地域振興課に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、役員協議により会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は平成26年6月23日から施行する。
- 2 第5条第2項にかかわらず、平成26年度の役員任期は平成27年3月31日までとする。

附則

- 1 この規則は平成31年4月9日から施行する。